

傷 害 保 険 な ど

当校では在学期間中全学生が、(1) 専修学校学生生徒災害傷害保険に加入します。また、必要に応じて企業等へ実務実習に赴く場合には、(2) インターンシップ活動賠償責任保険に加入し、入寮する学生は(3)校内の寮生は火災保険に加入します。概要は以下のとおりです。なお、(1)(2)各保険料は納入金の中の「その他の費用」から、(3)火災保険料は寮費の中の「年間管理運営費」から支払いますので、**個々に手続きしていただく必要はありません。**

(1) 専修学校学生生徒災害傷害保険

① 専修学校や各種学校の学生生徒専用の保険

この保険は、専修学校や各種学校に在籍する学生生徒が安心して教育を受けられるよう専修学校各種学校の特色を活かして開発されたものです。

② 万一の事故に高額な補償

万一事故にあわれた際の補償額も傷害事故(ケガ)の場合、死亡 2,000 万円、後遺障害最高 3,000 万円、賠償事故の場合は、対人 1 名 5,000 万円 1 事故 5 億円、対物 500 万円限度と高額です。(また傷害事故の場合は、健康保険、生命保険、他の傷害保険、あるいは加害者からの損害賠償金とは関係なく保険金が支払われます。)

③ 保険金が支払われる場合

災害傷害保険の加入者が、次に掲げる間にケガをしたときに保険金が支払われます。

(ア) 学校の正課中 講義、実験・実習、演習または実技による授業を受けている間。

(イ) 学校の休憩中 授業開始前、授業と授業の間または昼食時の休憩時間中に学校にいる間。

(ウ) 学校行事中 学校の主催する学校行事に参加している間。

(エ) 課外活動中 クラブ・サークル活動等、学校に認められた団体がその管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間。

(オ) 通学中 学校の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって合理的な経路および方法(学校が禁じた方法を除きます)により、住居と学校施設等との間を往復する間。

(カ) 施設間移動中 学校の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法(学校が禁じた方法を除きます)により、学校が教育研究のために所有、使用または管理している施設の他、授業等、学校行事または課外活動の行われる場所の相互間を移動している間。

④ 保険金が支払われない主な場合(くわしくは約款によります。)

・災害傷害保険の加入者の故意・闘争行為、自殺行為、犯罪行為、疾病、無資格運転、酒酔運転などによる事故、頸部症候群(いわゆるむちうち症)または腰痛で他覚症状のないもの。

・自動車、バイク等での賠償事故、借り物等受託物に関する賠償事故、財物の提供に伴う賠償事故など。

⑤ 支払われる保険金

種 類	支 払 の 条 件	保 険 金 額
死亡保険金 (注1)	事故の日から 180 日以内に、そのケガがもとで亡くなったとき。(遺族の方にお支払します。)	2, 0 0 0 万円
後遺障害 保 険 金 (注1)	事故の日から 180 日以内に、そのケガがもとで身体の一部を失ったり機能をなくされたとき。	程度に応じて 120 万円～3,000 万円
入院保険金	ケガのため医師の指示にもとづき入院したとき。ただし事故の日から 180 日以内の日数が対象となります。	1 日につき 4, 0 0 0 円
手術保険金	ケガの治療のため手術を受けたとき。手術の種類に応じて、4 万円、8 万円または 16 万円が支払われます。(入院保険金が支払われる場合に限りです。)	/

